



# 赤ちゃんが産まれたご家庭へ

## ご出産おめでとうございます

旭川市では、皆様が安心して子育てを始められるよう  
専門職による訪問や記念品の配付を行っています。



### 🌱 こんにちは赤ちゃん訪問（全戸訪問）

概ね生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭を訪問します

#### ① 赤ちゃん訪問連絡票の提出



- ・ 訪問に必要な情報を提出
- ・ 右記の二次元コードを読み込んで回答してください



#### ② 日程調整の連絡



- ・ 産後1か月頃に日程のご相談のお電話をします
- ※担当者の携帯電話から連絡がいく可能性があります



#### ③ 自宅へ訪問



- ・ 保健師または助産師が自宅へ訪問します
- ・ 赤ちゃんの体重測定、お母さんの体調の確認や育児相談等を行います

### 🌱 妊婦のための支援給付金（2回目）

安心して出産・子育てができるように、子育て関連用品の購入及び子育て関連サービスの利用に充てていただくためお子様1人あたり5万円を支給します。

ご出産された医療機関で申請書（緑色）を受け取ってください。

③の訪問時に職員が記入済の申請書を回収いたします。

※里帰り出産の場合、住民票のある市町村からの支給になります。

※申請書がお手元にない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

### 🌱 うぶごえへの贈りもの事業

旭川市では、生まれたお子さんの健やかな成長を願い、  
絵本及び木製のお皿・スプーンをプレゼントしています。

また、お住まいの地域の民生委員・児童委員又は主任児童委員が

メッセージカードをお届けします。



民生委員・児童委員及び主任児童委員は、厚生労働大臣から委託され、地域住民が安心して暮らしていくために様々な活動をしています。訪問する際には、身分証明書を携帯しています。